

令和3年6月定例会 経済委員会（事前）

令和3年6月16日（水）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時54分）

これより商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、商工労働観光部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料、資料1）

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 報告第2号 令和2年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果について（資料2）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援施策の実施状況について（資料3）
- 第11次徳島県職業能力開発計画（案）について（資料4、資料5）
- 「とくしまマラソン2021」について（資料6）

梅田商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の説明資料に基づき、御説明いたします。

1 ページをお開きください。

商工労働観光部の令和3年度一般会計につきましては、補正額欄の最下段に記載のとおり27億2,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は770億5,704万4,000円となっております。

2 ページをお開きください。

課別主要事項説明でございます。

観光政策課につきまして、お手元の資料1と合わせて御説明させていただきます。

観光費の摘要欄の①ア、みんなで！とくしま応援割実施事業につきましては、去る6月4日の当委員会におきまして、6月12日から7月31日までを実施期間とし、事業の創設を御報告させていただきました。この度の補正予算案につきましては、実施期間を12月31日まで継続するための経費として20億円の増額をお願いしております。

また、イ、宿泊事業者による感染防止対策等支援事業につきましては、旅行者が安心して旅行を楽しめる環境を整備するため、とくしまコロナお知らせシステムを登録する、ガイドライン実践店ステッカー掲示の県内宿泊施設に対し、令和2年5月14日から令和4年1月31日までを対象期間とし、感染症対策に資する物品の購入経費のほか、ワーケーションに対応した施設改修など前向き投資に要する経費について支援を行うこととし、7億

2,000万円の増額をお願いしております。

3 ページを御覧ください。

令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の定例会、また15か月予算として1月の臨時会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました各事業につきまして、記載のとおり繰越額が確定したことを御報告させていただきます。これらの事業につきましては、適正な実施と速やかな事業の完了に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際、4点御報告させていただきます。

第1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果についてでございます。

お手元に配付しております資料2を御覧ください。

商工労働観光部におきましては、新型コロナウイルス感染症の国内発生以降、継続して県内企業への実態調査を実施しており、令和3年5月12日から26日までの間、商工団体、県民局と連携し、幅広い業種を対象に今年度第1回目となる調査を実施いたしました。

今回の調査では、売上げの状況や資金繰り、経営と雇用の状況、国や県への要望といった項目について、御回答いただいた178社の状況を取りまとめております。

まず、1の売上げの状況でございますが、コロナ禍前の前々年の同月と売上げを比較いただいております。全体では調査対象の4月の実績から7月の見込みまでを通じて、7割以上の事業者が売上げが減少、また、3割以上の事業者が売上げが50パーセント以上減少との回答となっております。業種別では、製造業においては約7割の事業者が調査期間を通じて売上げが減少と回答され、約2割の事業者が売上げが50パーセント以上減少との回答となっております。宿泊、観光、旅行、飲食、イベントなどの観光関連の事業者におきましては、9割以上の事業者が調査期間を通じて売上げが減少と回答されており、5割以上の事業者が売上げが50パーセント以上減少との回答となっており、特に観光関連の事業者の皆様で厳しさが伺えるものとなっております。

2の具体的な影響の内容でございますが、（1）の資金繰り面においては、厳しい状況であるが無利子融資で資金を補っている、当面は賄えているが長期的には不安があるなど、また、（2）の雇用の状況では、現状、雇用調整助成金を活用し雇用の維持に努めている、緊急事態宣言等の動向によっては雇用継続が厳しくなるなど、（3）の将来の見通しについては、しばらくは苦しい状況が続くと考えられる、消費行動等の変化に合わせた経営改革が必要となっているなどのお声が寄せられており、感染拡大の第4波による先行き不安が経営面、雇用面共に大きく影響しております。

3、国、県への要望といたしましては、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の延長など、長引く影響による資金面、雇用面の継続支援の御要望に加え、とくしま応援割やクーポン券事業の再開による県内の消費喚起策、徹底した感染抑制やワクチン接種の推進などのお声が寄せられております。

今回の調査を通じまして頂戴いたしました事業者の皆様方からの御意見、御要望をしつ

かりと受け止め、県内の中小・小規模事業者の皆様方の業と雇用を守るため、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立に向け、関係機関と連携しながら全力で取り組んでまいります。

次に、第2点目は、新型コロナウイルス感染症に係る各種支援施策の実施状況についてでございます。

お手元に配付しております資料3の1ページを御覧ください。

まず、1の徳島県飲食関連事業者一時支援金でございます。去る4月28日の経済委員会におきまして創設を御報告させていただいた、飲食店の時短営業により大きな影響を受ける事業者の事業継続を支援する本一時支援金につきましては、5月24日から申請の受付を開始しております。6月11日時点におきまして136件、3,484万4,000円の申請を受け付けており、うち80件、1,942万3,000円を同日までにお支払いしております。

また、各制度の業種別の利用状況につきましては、表やグラフで取りまとめ、資料に掲載しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

次に、2のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金でございます。県内中小・小規模事業者の業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止の取組を支援する本助成金につきましては3月31日に申請受付を終了し、4月30日までに実施した改修工事、備品整備等を助成の対象としております。本助成金につきましては、累計で8,306件、29億5,539万8,000円の利用状況となっております。

次に、2ページを御覧ください。

3の新型コロナウイルス感染症対応資金でございます。

県内中小・小規模事業者の皆様の資金繰り支援として実施しておりました、当初3年間実質金利ゼロ、信用保証料ゼロとする本融資制度につきましては5月31日をもって取扱いを終了し、累計で1万4,123件、2,115億7,596万円の保証承諾となっております。

最後に、4の徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金でございます。本県が全国に先駆けて創設した、融資連動型10パーセント最大100万円の本給付金につきましては5月31日をもって申請受付を終了し、累計で6,443件、47億1,831万5,000円の利用状況となっております。

第3点目は、第11次徳島県職業能力開発計画（案）についてでございます。

お手元に概要版を資料4として、全体版を資料5としてお配りさせていただいております。このうち資料4に基づき、御説明申し上げます。

本案につきましては、本年2月定例会の経済委員会におきまして素案について御意見を賜り、その後、徳島県職業能力開発審議会での審議やパブリックコメントを経て、この度、最終案として取りまとめたものでございます。

1の計画の趣旨につきましては、本県経済、産業の発展を支える人材の育成、確保を推進するため、国の職業能力開発基本計画に基づき、本県の職業能力開発に関する施策の基本的方向性を示す計画として策定するものでございます。

2の計画期間は、国の基本計画と同様に令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

3の職業能力開発の現状、課題でございます。在宅勤務やオンライン会議の普及による働き方の変化、採用活動、商品開発、販売など多岐にわたる業務形態の変化など、感染症

の拡大による生活・社会環境、産業構造の変化に対応できる人材ニーズの高まりや、人生100年時代の到来により70歳までの就労への取組が進行する中、職業人生の長期化、多様化に伴う能力開発の重要性の増大などの課題があり、これらの課題解決に向け、4の職業能力開発の基本的施策といたしまして（1）の5G、AI等のデジタル人材育成をはじめとする産業構造、社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進、（2）の職業人生の長期化に対応する労働者のキャリア形成支援やリカレント教育による新たな職業能力の開発など、労働者の自律的、主体的なキャリア形成の推進や、（3）全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進、（4）技能継承の促進、（5）職業能力開発分野の国際連携、協力の推進の五つの柱を掲げ、取り組んでまいります。

今定例会での御論議を踏まえ、今後、徳島県職業能力開発審議会にお諮りした上で、本年7月を目途に計画を策定したいと考えております。

なお、詳細につきましては、資料5の全体版を御参照くださいますようお願いいたします。

第4点目は、とくしまマラソン2021についてでございます。

お手元に配付しております資料6の1ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染対策を取り巻く状況の変化から、本年3月28日に開催を予定しておりました実走マラソンは中止し、オンラインマラソンのみの開催とさせていただいたところであります。

1のオンラインマラソンの開催結果につきましては、去る3月15日から28日まで2週間にわたって開催し、県内外はもとより海外ランナーを含め3,133人のエントリーを頂き、2,896人が出走、2,608人が完走されております。

2の2020大会エントリー者への対応でございますが、昨年6月の経済委員会で御報告させていただいております優先エントリー権の提供に加え、先般開催のとくしまマラソン実行委員会において、エントリーされた皆様に徳島県特産品をお送りすることが決定されております。

2ページを御覧ください。

収支決算につきましては、とくしまマラソンの会計期間が8月1日から翌年7月31日までとなっているため、現在、2021大会の決算は確定しておりませんが、収入は表最下段に記載のとおり、実走中止に伴い負担金が不要となったことなどにより約1億5,300万円減の約9,400万円、また、支出は実走当日の大会運営に要する経費等が不要となったことなどにより、表最下段に記載のとおり約1億6,900万円減の約7,800万円となり、その結果、約1,600万円の繰越しの発生を見込んでおり、次回大会の収入に繰入れされる見込みとなっております。

なお、次回2022大会の開催につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、今、国を挙げて取り組んでおりますワクチン接種の状況や全国的なマラソン大会の開催状況、さらには大会をお支えいただいているボランティアや関係者の皆様の御意見などをお聞きしながら、実行委員会で御検討いただくことといたしております。

なお、来る9月定例会におきましては、2021大会の決算を御報告させていただくとともに、実行委員会での協議を踏まえた次期大会の開催方法及び必要な予算につきまして、お諮りしたいと考えております。

報告事項は以上でございます。
よろしくお願いいたします。

北島委員長

以上で説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

おはようございます。
御報告いただいた件について少し御質問いたします。

資料2の県内経済の状況についてなんですが、実は昨日、四国経済産業局の原局長がたまたま私のところに来て、県内はどうですかと言われたんでしゃべりかけたら、先に携帯で撮った徳島市の中心市街地がいかにシャッターが多いかという写真を見せられました。中心市街地でこういう状況というのはまずないと思いますと言われて、何も反論できなかったのです。ただ、明日、経済委員会がありますから、そのこともしっかり伝えますと言ったんです。局長から、経済産業局ができることは何でも言ってくださいと言われましたが、県内の話は余りできなかったぐらいショッキングな話をされました。

それで、さっきの御報告のとおりだと思うんですが、毎回実態調査をやっていただいています。これが今年度第1回目になります。だから、調査の実施方法について改めて簡単に結構ですから説明いただきたいと思います。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、県内経済のアンケート調査の実施方法についての御質問を頂きました。

本県企業への新型コロナウイルス感染症の影響調査につきましては、新型コロナウイルスが本県で最初に発見されて以降、昨年3月から数えて6回目になります。幅広い業種の事業者の皆様を対象にスケールの的に実施させていただいております。

まず、調査対象企業につきましては、商工労働観光部の各課におきまして各所管事業との関連性の深い事業、金属加工業であるとか、鉄工業、建設業などの製造業、貸切バス、旅行業、小売業、飲食業などのサービス業まで、幅広い業種からリストアップさせていただきまして、更に御協力先の商工関係団体におきましても、別の視点からの事業者のリストを頂きまして、アンケートをこれまで実施してまいりました。

また、コロナ下というところもありまして、今後DXを進めるという趣旨からも今回の調査から新たに県の電子アンケートシステムを活用させていただきまして、従来のファクシミリでの回答に加え、オンラインによる回答も併せて開始し、回答への利便性の向上、また集計作業の効率化を図らせていただきました。今回のオンライン申請に賛同いただき、全体の約7割がオンラインでの回答となっております。

岡本委員

約7割がオンラインですか。小規模企業とかはちょっとそれが弱いんですね、私も含めて非常に弱いんで、平成長久館とかでそういう研修をまずやっていただかないと、オンラインで答えられない小規模事業者が結構おると思うんです。これは要望なんですけれど、そんなふうに思います。今までの調査と違い、これまでの傾向に当然何か変化があると思うので、その辺はどうですか。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、今回6回目になりますけれども、全体を見通した中での変化等違う点はあるのかという御質問を頂きました。

全6回の調査を通じまして、概略的に言えることを申しますと、大変なのは接客サービスを行う小売業や宿泊業などの観光関連事業種の方が、やはり製造業に比べて今回のコロナ禍の影響を経営上非常に強く受けているというところで、全体的にはこの資料にございますように、サービス業と製造業を対比させていただきましたら20から30ポイント厳しい影響を受けているという結果が、全6回を通じて現れております。

また、この売上げの減少幅が大きい、50パーセント以上ダウンしたというところにつきましても、コロナ禍で過去3回緊急事態宣言が発出され、その度にやはり反応を受けやすいのは観光関連でございまして、製造業は若干緩やかな減少傾向となっております。大きく売上げが減少に転じる山のピークが緊急事態宣言の期間に合わせて、昨年4月から5月期まで、また今年1月から3月期、更に4月から6月期に現れております。増加と減少、緩和という景況感の波が現れているということでございます。

また、感染拡大を防止するために県民、国民の皆様にテレワークの推奨であるとか、不要不急の外出自粛要請を守っていただきまして、徳島県内でも感染拡大を抑えることができているわけでございますけれども、その影響がやはり経営上は大きく現れてきている結果になっております。

こうした非常に厳しい経営環境が1年強にわたって続いているわけでございますけれども、先ほどの資料の下の方の影響の内容のコメントにございますように、県が5月から創設させていただきました、いわゆる保証料ゼロ、3年間無利子というゼロゼロ資金や、また全国知事会を通じて大きく改善されました雇用調整助成金を積極的に御活用いただきまして、厳しい経営環境下にあるものの業と雇用は守っていただいている状況でございます。

岡本委員

確かにそうだと思います。今回は緊急事態宣言がちゃんと終わりそうな気がするんですけど、その辺もいろいろあって本当に大変だと思います。

それで今日、主要景気指標を頂いているんですが、現在の状況に対する県の認識というのがすごい大事なんです。厳しいんですよ、本当に厳しいんですけども、どんなふうに県が認識しているかということが一番大事なんです。この辺はどうですか。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、現在の県内の景気の状態についての御質問を頂きました。

まず、全体像から俯瞰^{ふかん}いたしますと、国内全域につきましては6月8日に内閣府から公表されました、この1月期から3月期の実質国内総生産GDPの速報値、前期比1パーセント減少、年換算で3.9パーセント減少というふうに現れています。全国に緊急事態宣言が発出された昨年の4月から6月期は戦後最悪のマイナス8.1パーセントまで落ち込みました。以降、対前期比では増加を続けてきたところではありますが、緊急事態宣言によって再び減少傾向になり、影響は利益の減少、減退に非常に現れているものと考えております。

一方、今後の見通しにつきましては、同様に内閣府のほうから5月26日、月例経済報告が出されております。事業収益は総じて持ち直していると予想されておりますが、やはり内外の感染状況による下振れリスクの高まりに十分注意を要する必要があるとして、ワクチン接種も始まったところでございますけれども、まだまだ行き届いていないので、今後の新型コロナウイルス感染症の動向が国内景気を非常に大きく左右する主な要因となっていることが推察されます。

次に、県内の景気状況につきましては、5月18日に徳島経済研究所が企業経営の動向調査を発表しております。こちらによりますと、1月から3月期に100万円以上の設備投資を実施した企業は全体の40.1パーセントで、前年同期と比較しますと、総投資額は製造業、非製造業共に大幅に減少し、全体で48.2パーセントの減少になっているところ、先行きの計画といたしますのは、製造業では4月から6月期が557億円で前年度比146.1パーセント増加になっております。今後1年間の投資意欲も前期よりも改善傾向にあるとなっております。

一方、非製造業の先行きの計画でございますけれども、4月から6月期が総投資額20億円で前年同期比11.4パーセント減少でありまして、やはり製造業に比べて投資意欲が若干弱いのかなという感じを受けております。

また、とくしま産業振興機構が実施しました景況調査でございますけれども、1月から3月期におきましては、製造業は全体的な改善の傾向にある、特に機械金属が大きく改善したとして3期連続での改善という結果でした。

一方、非製造業は大型小売店、土産物販売などが低調で同様に売上げにつきましても前回の52.8ポイントから悪くなり、40.4ポイントに下降している状況でございます。

小売業やホテル、旅行などのサービス業は、緊急事態宣言に非常に大きく影響を受けやすく、また今のところ見通しが立てづらいというところで、今後も厳しい経営状況という感想を得ております。コロナ禍克服の切り札となるワクチンの全員接種の加速が、県内経済の再生に寄与するキーとなると考えております。

岡本委員

確かに、答え方は難しいと思います。改善傾向にあるのだけれど、やはりすごく厳しいという受け止め方を県がしていないと、なかなかうまく施策が打てないと思います。

さっき報告があったのですが、信用保証協会の保証承諾額の2,115億円ね、実際今はもっと多いのだけれど、これは通常の4.5倍なんだよね。それが良いのか悪いのか、そこなのです。信用保証協会の立場から全国でと言っているけれど、逆に立ったら大変な話なのです。さっきも説明があったけれど、今、そういう制度がいっぱいあって、ちょうど

まだ生きている状況なのです。だんだん融資制度がなくなってくると、やっぱり大変なのです。

実態調査の結果の最後に、国、県への要望を三つ書いてあるよね。調査をして、要望をこうやってここに書いているんだから、国、県はこれに答えていかなければいけないですよ。じゃあどうやって答えていくのというと、無利子融資の継続もあるのだけれど、現状ではこれもかなり言わないと難しい。

ですから、国、県への要望というところをしっかりと受け止めて、ちゃんと答えていかないといけませんよねという話になるので、またスピード感を持って、何らかの方法でしっかり支えていってほしいと思います。

もう1点だけ、飲食関連事業者一時支援金なのですが、端的に現在の給付状況はどうなんですか。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、飲食関連事業者への一時支援金の給付状況についての御質問を頂きました。

商工政策課といたしましては、飲食店の営業時間短縮により、経営に大きな影響を受ける飲食関連事業者の皆様の事業継続を御支援するため、徳島県飲食関連事業者一時支援金につきまして、去る4月28日に臨時の経済委員会に御報告するとともに、速やかに問合せの窓口事務局、専用ホームページを立ち上げさせていただき、給付に係る委託事業者の選定の経路を経て、5月24日から感染防止という観点から、専用ホームページからのオンラインでの申請又は郵送による一時支援金の給付の申請を受け付けております。

一時支援金の支払状況につきましては、先ほど報告させていただいたとおり、6月11日現在80件、支払金額1,942万3,000円でございます。支払につきましては順次審査の上、審査が完了できたものから随時銀行振込が可能な平日には全ての曜日に支払をすることになっております。5月24日の受付開始後、5営業日となる5月28日金曜日には、最初の支払を速やかに完了してきたところでございます。現在のところ、136件の申請に対しまして80件の支払というところで、率にいたしますと58パーセントの支払を終えている状況にあります。一定の審査時間、事務処理時間は必要でありますけれども、やはり事業の継続の御支援を目的とした支援金でございますので、1日でも速やかな支給をすることにより、事業者の皆様の実業の継続力を御支援させていただきたいと考えております。

岡本委員

しっかり試算しないといけないのは分かるんですけどね。これだけじゃなくていろいろな制度を県がいっぱい作ってくれているのですが、みんなが言っているのが、とにかくお金が入るのが遅いということなんです。何か月も先に入ってきてというのが皆さんの声だと思うのですが、この一時支援金も予算規模からいうと少し申請のペースが遅いのかなと思うんだけど、その辺はどうか。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、申請状況についての御質問を頂きました。

本事業につきましては、他県事例などを参考に、時短要請の影響を受ける幅広い事業者の皆様のお事業をお支えすることができるよう、関連すると見込まれる最大限の事業者を救うため最大規模の予算を確保させていただきました。本事業の支給要件でございますけれども、売上げ減少率や支給額の算定につきましては、時短要請となった本年4月又は5月の売上げのいずれかを選択し、前年若しくは前々年の同月の売上げとの比較によって50パーセント以上減少していることが要件となっております。

徳島県内の飲食店の営業時間の短縮が4月16日から開始されました。5月31日まで継続したわけでございますけれども、営業日を指定してみますとやはり5月のほうが前年、前々年に比較した場合、大きく刺激を受けると考えられます。事業者によっては、できるだけ多くの支援金を頂いて事業を継続したいという心理があると思いますが、5月の売上げの取りまとめ、あと各種資料の共有ですね、それらを踏まえた上で申請する分がこれから相当増えるものかなと考えております。

また、業種ごと、タクシーであるとか運転代行事業者などにつきましては、業界団体が独自に説明会をされたり、書類のチェックなどをされているということも伺っています。そのような事業者の皆様なども含め、今後多くの関連業者からの申請を頂けるようになると思います。

岡本委員

そうですね。5月に期待するというのですが、やっぱり制度がちょっと複雑でしょう。ですから、周知徹底をもう少し力強くやったほうが、これはもう間に合わないのかな。予算面でまだまだ十分だから、その辺はどうですか。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、一時支援金の申請の周知、事業の周知徹底をという御質問を頂きました。

委員御指摘のとおり、本事業については非常に幅広い事業者が関連し、支援の対象に入ることが想定されております。

そこでまず、支援制度があるということを県内関連事業者の皆様に知っていただくため、積極的な広報に努めているところでございまして、事業開始の前日23日、日曜日でございますけれども、徳島新聞及び全国紙、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞等々に新聞広告を掲載させていただき、まずは事業開始の周知を図りました。

また、非常に身近な支援機関となる県下の商工団体、会議所、商工会、中央会の方々、また市町村にも、支援金に係る申請書又はフライヤー、パンフレットの類を配架いただき、周知に協力を頂いているところでございます。

さらに、商工団体におきましては、自社のホームページへの情報の掲載又は会報誌へのチラシの同封であるとか、経営指導員の皆様に多大な御協力を頂きまして、関連性がある事業所には、プッシュ型といいますか、個別に申請書、チラシなどの配布にも御協力を頂いているところでございます。

また、去る6月13日の日曜日には、各新聞社、徳島新聞をはじめ全国紙にチラシを折り込みさせていただきまして、日頃商工団体、商工会等と関連性が薄いというような事業者

の皆様にも周知させていただいたと認識しております。

認定期間を7月末まで取らせていただいていますので、今後とも更に一層の情報の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

岡本委員

ありがとうございました。

7月ですからね。もう1回、しっかりやってほしいなと思います。国との関連もあるよね。ですから、少し整理をされてしっかりPRしていただきたいなと思います。やっぱり、県がどれほど県民というか事業者が大変かということをしつかりと受け止めて、タイムリーな施策をやっていただきたいなと思います。

それで、感染はちゃんと抑えて、危機管理調整費も大分なくなっているけれど、遠慮しないでいっぱい施策は打って、しっかり国からももらっていただいて、またいつでも委員会をしていただいたらいいと思うので、しっかり頂くお金は頂いて、県民、事業者に対して対応してほしいと思います。

須見委員

とくしま応援割等々について、何点かお伺いをいたしたいと思います。さきの臨時の委員会で報告がありました7月末までの危機管理調整費を活用した先行分のとくしま応援割について、6月12日から開始だったと思います。まだ4日程度しかたっておりませんが、現在の申込状況とかを教えてくださいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、みんなで！とくしま応援割の実施状況についての御質問を頂きました。みんなで！とくしま応援割につきましては、6月8日に予約を開始しまして、6月12日の宿泊分から適用しているところでございます。まだ4日が経過したばかりでございますが、利用状況につきましては6月14日時点での実績としまして、宿泊者数は432人泊、それから6月15日以降の予約につきましては1,941人泊の予約を頂いております。引き続き、宿泊施設の皆様の御協力を頂きまして、実施の周知を図りまして多くの県民の皆様に御利用いただきますよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

須見委員

まだまだこれからというところではありますが、しっかりとやっていただきたいと思います。

また、同じく臨時の委員会で宿泊施設に対するPCR検査を手挙げ方式で実施するという報告があったと思います。この点についても現状どのようになっているのか、お答えいただけたらと思います。

利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、宿泊施設におけますPCR検査の申込状況についての御質問を頂いております。近隣府県におきまして緊急事態宣言が発出される中、去る6月2日、宿

泊業界団体の皆様からの観光支援の要望におきまして、併せて感染対策の徹底を図るため、集中取組期間において飲食店で先行して実施しているPCR検査を宿泊施設にも実施してほしい旨の要望がございまして、飲食店と同様に実施しているものでございます。6月14日現在、9施設130名のお申込みを頂いております。今後も宿泊施設の安全・安心な旅行環境の整備を図りまして、感染拡大防止の徹底と経済活動の両立を図ってまいりたいと考えております。

須見委員

PCR検査の上限が1,000回になっていたと思います。宿泊業界団体からの要望で始められた事業でもありますので、まだ期間がというところもありますけれど、早期にやっていただくことが県民等の宿泊する方々の安全・安心にもつながりますし、働いている方の安全・安心にもつながります。そこに関してはまだまだ130件と非常に少ないように思います。

なので、更なる周知を行っていただくとともに、団体から要望があったということで、1,000回ぐらいいくだろうとマックスの数値を設定していると思いますので、そこに関してはしっかりと連携しながら、早期に全施設が行っていただけるような取組をしていただきたいと思います。

今回の6月補正予算は、みんなで！とくしま応援割実施事業の第2期となるわけですが、6月12日から開始いたしております応援割とどのような違いがあるのか、また事業の概要等をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、みんなで！とくしま応援割実施事業の概要と現在実施している応援割との違いについての御質問を頂きました。去る6月12日宿泊分から7月31日までの間、県民限定の宿泊旅行助成として危機管理調整費を活用させていただきまして、みんなで！とくしま応援割を実施しているところでございます。

一方、コロナ禍で深刻な打撃を受けております宿泊事業者等の皆様方におかれましては、県内観光需要の継続的な喚起が必要であることから、引き続き、国の地域観光事業支援を活用しまして、期間を8月1日から12月31日まで延長して実施させていただきたいと考えております。事業概要につきましては、実施中のみんなで！とくしま応援割と同じ制度となっておりますが、改めて説明させていただきますと、県内在住の方を対象にしまして宿泊助成日帰り旅行商品助成として、商品代金の2分の1又は上限5,000円のいずれか低い額を助成させていただくとともに、2,000円を上限としました周遊クーポンを提供させていただくこととしております。

須見委員

了解いたしました。危機管理調整費を使った前の分と制度は同じということです。

今回、みんなで！とくしま応援割実施事業に20億円を計上しておりますが、この内訳、積算等の数字について少し詳しく教えていただけたらと思います。

利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、応援割の予算20億円の内訳についての御質問を頂いております。予算額の20億円の内訳につきましては、割引原資としまして17億5,000万円、宿泊を20万人泊14億円、それから日帰りを5万人分3億5,000万円、合わせて17億5,000万円とさせていただきます。

また、感染が拡大した場合の応援割の停止に伴いますキャンセル料発生への支援といたしまして5,000万円、その他事務費といたしまして2億円を見積もっているところでございます。以上、国が創設しました地域観光事業支援を最大限活用させていただきまして、総額で20億円を計上させていただきます。

引き続き、みんなで！とくしま応援割を通じまして、県民の皆様に徳島の魅力を再発見していただき、存分に楽しんでいただけますよう感染防止の徹底を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

須見委員

続いて、宿泊事業者による感染防止対策支援事業について少しだけ聞きたいんですが、申請期間が令和2年5月14日からとなっております。過去に行った分もオーケーなのかなというところを読み取るわけですが、過去に行った分の申請に対してどういった形で確認するのか、必要な資料があるとかだろうと思うんですけども、どんな感じが教えていただけたらと思います。

利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、昨年5月14日から遡って対象になるということで確認方法についての御質問を頂いております。これまで宿泊事業者が実施しました取組を支援するために、昨年5月14日以降の実施分につきましても物品購入、前向き投資ともに補助率2分の1、上限を500万円とさせていただいております。物品購入につきましては、領収書等の証拠書類を確認することとしておりまして、また他の施策との重複申請の可能性もあることから、宣誓書の提出を求める等適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

本県は、今後、安全・安心な観光地として認知されまして、観光誘客を図るため宿泊者、事業者への支援を通じた基盤整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

須見委員

言われていたように、新型コロナウイルス感染症に関しても様々な施策が出ているので、重複の申込み、意図しない場合もあると思うんですけども、そういったチェックも含めてしっかりとやっていただきたいと思います。

今まで応援割は長きにわたって行われておりますが、その問題点の一つとして大規模の宿泊施設ばかりに宿泊者が偏ってしまって、小規模の宿泊施設に対して余り使われていないような報告もあります。その部分に関して、十分に支援されていないという声も実際聞いております。そういった中、中小の宿泊施設に対して今回どのような支援を行う予定

か聞きたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、応援割に係る中小宿泊施設に対しての支援策についての御質問を頂きました。県の観光情報サイト阿波ナビにおきまして、宿泊施設の大小にかかわらず各施設の魅力や特色が写真で分かるように取りまとめて一覧にしまして、効果的な情報の発信に努めているところでございます。

また、今回お願いしております感染症対策に資する物品の購入経費等につきまして、50室未満の中小宿泊施設の皆様に積極的に御利用していただけるよう補助額の上限につきまして、9室まで50万円、29室まで100万円という国が参考として示している額があるんですけれども、中小宿泊施設の皆様への支援の拡充という意味で、49室までの中小の施設につきましては、それより高い300万円と設定しております。

須見委員

今回、12月末までと非常に期間が長いわけであります。途中経過もしっかりと踏まえながら、中小の宿泊施設に関しては、新たな支援を打ち出したり等、柔軟な対応をしていたきたいと思います。

そういった中で、現状を把握するためにも、先ほど報告がありました新型コロナウイルス感染症の影響に係る県内企業への実態調査について見てみますと、観光の関連は特に厳しい状況だと思います。今後、応援割を継続するに当たりまして、観光事業者のみを対象としたアンケートを実施しまして、現状を把握する必要があるのではないかと思います。現状はどうなっているか教えてください。

利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、観光事業者のみを対象としたアンケートの実施についての御質問を頂いております。実は、宿泊事業者のみを対象としまして、経営状況でありますとか応援割の状況に関しましてアンケートを実施しております。現在集計中ではございますが、全体的な傾向を申し上げますと、先ほど須見委員がおっしゃっていたように経営は非常に厳しいという状況です。応援割については一定の評価、助かったというお声も頂いておりますので、そういった部分も踏まえて今後の施策に生かしていきたいと思います。

須見委員

現在、アンケートを実施しているということであります。現状を知るには非常に有効なツールなのかなと思っているところであります。期間も長いわけですから、今回1回だけでアンケートを終わらせるのではなくて、2か月前にとか3か月前にとか、そういうふうに観光の事業に対しては、定期的にアンケートを行ってほしいと要望しておきたいと思っております。定期的に採ることで現状を知ることができまして、現状を把握すれば新たな中小の宿泊事業者に対する支援なんかも、こういう支援をするのが適切であるということも分かるような感じもしますので、そこら辺を併せてしっかりと対応していただきたいと思います。感染状況はまだまだ予断を許さない状況ではありますが、しっかりと感染対策の徹底

を行っていただきまして、感染拡大の防止とともに、社会経済活動の両立がしっかりとできるように取り組んでいただきたいと思います。

尾崎商工労働観光部次長

今回、とくしま応援割ということで、12月末までの長い期間で取組を提案させていただいております。委員お話しのとおり、今後感染状況が全国でどのように変わってくるか、ワクチン接種は進むとは思いますが、それに応じ事業者の皆様の声を常に聞きながら、施策を行ってまいります。

また、国の制度もいろいろ変わってくるかと思しますので、それに対しても十分に対応してまいりたいと考えております。

北島委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（11時54分）

北島委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

増富委員

冒頭、部長より御説明があった、雇用調整助成金について質問させていただきたいと思っております。雇用をめぐる情勢は、この新型コロナウイルス感染症の影響で非常に厳しいものがあるということでございます。県内においても雇用の維持、確保を図る上で、雇用調整助成金というのは企業からいたしましても非常に重要な制度でありまして、現行制度の継続は非常に多くの企業が望んでおることはよく聞いております。この雇用調整助成金制度の現在の状況とそれから今後ということで、まず1点目質問させていただきたいと思っております。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま増富委員から、雇用調整助成金の現状と今後について御質問を頂いております。

まず、雇用調整助成金につきましては、経済上の理由によりまして、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して休業などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金等の一部を助成する国の制度でございます。この助成金制度につきましては、全国知事会から国に対し数次にわたる提言を行いました結果、支給日額の上限額の8,370円から1万5,000円への引上げ、解雇を行わない中小企業への助成率の最大3分の2から10分の10への引上げなどの特例措置が、令和2年4月に設けられたところでございます。国は、この特例措置の延長を何度か続けておりますが、本年5月以降は新たな方針といたしまして、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染拡大地域や特に状況が厳しい企業につきましては、日額上限を1万5,000円、助成率最大10分の10を継続するという特例措置を設けているところでございます。

この度、6月末までとされておりました特例措置の適用期限につきまして、全国知事会からの要望や県からの政策提言を行いました結果、6月20日までの緊急事態宣言延長の決定に合わせまして7月末まで延長となっているところでございます。

また、今後の取組ということでございますけれども、雇用調整助成金につきましては、県内における雇用を守るための正しく盾となるべきものと認識しておりまして、特例措置の継続は必要なものであると考えております。

今後とも、県内の経済雇用情勢でありますとか、国の雇用調整助成金に係る動向を十分に注視いたしまして、特例措置の継続などを国に対して要望していくことはもとより、県としても企業や求職者のニーズを踏まえた、積極的な就労支援策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

増富委員

原則的な措置を段階的に縮減するというところでありますが、大変厳しい業種もたくさん見受けられるわけでありまして。そんな中、緊急事態宣言が今月20日で終わることなのですが、7月末まで延長するということが非常にこれは有り難いことなのですが、徳島県におけるこの助成金の実績をお知らせしてほしいと思います。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま、雇用調整助成金の利用実績について御質問がございました。本県の雇用調整助成金の利用実績につきまして、徳島労働局に確認いたしましたところ、直近が令和3年6月11日時点になりますけれども、申請件数が1万4,664件、支給決定件数が1万4,466件、支給決定額については約95億1,111万円という状況でございました。

増富委員

ただいま御答弁いただいたように申請件数が1万4,664件、それから支給決定額が約95億円ということで、これは非常に大きな金額でございます。これで各企業さんが非常に助かったのは完全な事実でありまして、この雇用に見合っている上限があつて、今後とも先ほど御答弁があつたように、国に対して特例措置の継続、拡充を要望するということがおっしゃっておられたので、引き続きやってほしいと思います。配っていただいた県内の企業の景況調査では緩やかながら持ち直しの傾向というような文章もございますが、冒頭申し上げましたとおり、業種によりまして非常に厳しい業種も多々ありますので、この助成金については、引き続き注視しながら見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それともう1点、これも冒頭、梅田部長より御説明があつたのですが、徳島県職業能力開発計画について、幾つか質問させていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症が県民の職業生活や社会経済活動にも大きな影響を与えたのは言うまでもないことですが、策定中の徳島県職業能力開発計画の中で、新型コロナウイルス感染症対策というのが余り見受けられないのですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、どのような対策をするのかお聞かせ願いたいと思います。

梶本商工労働観光部次長

増富委員から、職業能力開発計画の中で新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策はどのようになっているのかという御質問でございます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機といたしまして、我が国では感染症対策として密閉、密集、密接を避けるいわゆる3密の回避、そういったために職場における人と人との接触回避や少人数化、会議のリモート化などが進められております。このため、本計画案の中でも職業訓練におきまして、オンラインによる訓練環境の整備を図ることとしております。具体的には本体の35ページを参照していただければと思います。

それで、計画策定を始めた令和2年度ですけれども、国の第二次補正予算を活用いたしまして、テクノスクールにオンラインの訓練用パソコンとか、訓練生に貸し出すためのモバイル端末を整備したところでございます。

また、オンライン訓練で活用できるように、テクノスクールの全訓練科におきまして技術、技能を撮影した映像教材を制作したところでございます。こうしたデジタル機器や教材を活用して、コロナ禍による臨時休校とか災害の発生時におきましても、自宅にいながら職業訓練を継続して技能習得ができるような人材育成体制を構築していきたいと考えておるところでございます。

増富委員

御答弁では少人数化、それからリモート、オンラインでの訓練活動の整備ということで、いろいろな形で新型コロナウイルス対策をしておるということでございます。そんな中で徳島県においても、新型コロナウイルス感染症の影響で景気が悪化する中、様々な雇用対策が行われておるわけですが、新型コロナウイルス感染症がきっかけで例えば離職をしたり、それから転職を考えている方もたくさんおられると思います。安定した職業への就職のため資格や技能を習得する職業訓練については、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思います。

梶本商工労働観光部次長

増富委員から、離職等によりまして安定した就職のための職業訓練に今後、どのように取り組んでいくのかという御質問でございます。計画では、コロナ禍によりまして離職した労働者の再就職に向けまして、実践的な職業技能を身に付けるためのリカレント教育というものを実施することとしております。離職者、企業等のニーズや状況に応じて職業訓練の機会を提供することとしております。

本計画を策定するに当たりまして、昨年度、企業や求職者の方にアンケート調査を実施いたしました。職業訓練の期間でありますとか、訓練コースなどのニーズをお聞きしたところでございます。

それから求人、求職を直接受け付けます労働局やハローワークなどと連携いたしまして、ニーズの高い分野の訓練コースを設定いたしまして、今後、訓練生の就職支援に取り組んでいく。技能習得と就職支援にワンセットで取り組んでまいりたいと考えております。

増富委員

リカレント教育というのは初めて聞く言葉です。アンケートの中でニーズの高い訓練コースということを今言われておるのですが、これについてどのようなコースであるのか教えていただきたいと思います。

梶本商工労働観光部次長

昨年の求職者に対するアンケート結果によりますと、1番多かったのがエクセル、ワード等の基本的パソコンソフト操作、2番目がホームページや社内のウェブ環境の構築とか操作など、それから第4位になりますけれどもAI対応のプログラミング、第5位がテレワーク、ウェブ会議システムの導入操作といったデジタル技術、ICTなどの技能コースを求める声が多数を占めております。このほか、第3位といたしまして医療事務関係、第6位が介護福祉関係と、医療福祉系の訓練にも高いニーズがあることが見受けられます。

先ほどのリカレント教育につきまして補足説明させていただきます。職業生活を送っていく上で、時代が進んでいくことによって新たな知識、技能を学ぶ必要がある。そういった形でリカレント、現在の新たな知識、技能を身に付けるための教育と捉えていただければと考えております。

増富委員

ありがとうございました。

このようなニーズを踏まえて訓練コースを設定しているということによろしいですか。

梶本商工労働観光部次長

このようなニーズを踏まえて訓練コースを設定しているのかということでございますけれども、県が行います公共職業訓練につきましては、県立テクノスクールにおきます、いわゆる施設内訓練のほかに専修学校とか大学あるいは民間事業主、NPO法人など、様々な民間機関に訓練を委託して実施しているところでございます。

委託訓練のコースは労働局でありますとか、あるいはハローワークなどの国の機関と協議いたしまして、全国的な厚生労働省の方針とか地域のニーズを勘案して訓練計画を策定しておるところでございます。令和3年度の委託訓練につきましてはIT技能科でありますとか、DX、デジタルトランスフォーメーションの基礎科、介護福祉士科、ペットビジネス科など地域のニーズを踏まえた訓練コースを40コース程度設定しているところでございます。

増富委員

最後に資料4の最後の（5）職業能力開発分野の国際連携・協力の推進というところで、アフターコロナにおけるドイツとの国際技能交流の強化は具体的にどのような内容なのかまず1点教えてほしいのと、それとアフターコロナにおけるとあるのは、新型コロナウイルス感染症がある程度収束した後のことをにらんでということだと思っておりますが、収束の見通しが立っていない、収束までの間ドイツとの交流というのは停止するというところで

理解してよろしいのでしょうか。

梶本商工労働観光部次長

ドイツとの国際技能交流についての御質問でございますけれども、ドイツとの技能交流は県内の企業や業界団体、職業能力開発校が連携してドイツのマイスター制度を実体験していただくとともに、本県の伝統的なものづくり技術を紹介できる有意義な国際交流の機会であると考えており、職業能力開発分野における特徴的な取組だと考えております。

具体的に言いますと、こちらからドイツへ訪問する際には自動車整備でありますとか、木工、美容などの職種においてドイツの職業訓練センターでの授業に加えまして、現地企業等で実践訓練によりドイツの特徴であるデュアルシステムを体感できるプログラムを充実させる。

それから、ドイツからの訪問団受入れにつきましては、テクノスクールや民間企業において、本県の優れた技能や伝統的な技法等の技能交流を充実させるというふうに取り組んでまいります。

それと、最後に御質問がございました新型コロナウイルス感染症の関係でございますけれども、令和2年度は残念ながら実際の技能交流の機会を持てなかったところでございまして、現在は今年度の技能交流の再開に向けて、相手方との協議調整を行っているところであります。今後は新型コロナウイルス感染症の動向、収束を見据えて、とにかく準備をしていこうという形で進んでおります。もし、感染症が収束しない場合には、ウェブ会議システムでありますとか、4K映像等のデジタルコンテンツを活用して、オンラインでの国際技能交流を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

増富委員

今、様々な御答弁を頂いたのですが、いずれにしてもコロナ後を見据えて、この徳島県職業能力開発計画に基づいて、しっかりとした対応をとってほしいと思います。

仁木委員

3点ほど質問させていただきたいと思います。

まずは、前回の経済委員会閉会中審査の際にも申し上げさせていただきました、とくしま応援事業の部分ですけれども、緊急事態宣言中、一旦これを中止されたというところで、中止したことによって、どれぐらいの効果があつたのか。人の流れを止めるために中止されたと認識しておりますので、その実績効果がどれぐらいあつたのかを教えてください。

利穂観光政策課長

ただいま仁木委員から、前回のもっと！とくしま応援割の一時停止に伴うキャンセルの効果についての御質問を頂きました。

もっと！とくしま応援割につきましては、去る3月1日から5月31日まで実施していたところでございますが、4月20日、国の基準のステージⅢに相当するとくしまアラート感染拡大注意・急増へ移行したことによりまして、国の支援制度の要件とか、それから近隣

県の実施状況を勘案しまして、応援割を一時停止させていただいたところでございます。

具体的には、新規契約につきましては4月21日からの予約を停止、それから既存の予約につきましては4月25日の宿泊分から適用を停止したと、以上のことでございます。これに伴い4月24日までに発生したキャンセルで、キャンセル料が発生するものにつきましては、宿泊助成と同額の5,000円を上限に支援を行うこととしたところでございます。

キャンセル料支援につきましては、宿泊施設と旅行会社から申請がありまして、859人泊309万8,000円分の申請がございました。応援割の停止によりまして、県内での移動等、一定の人流の抑制がされたものと考えております。

今後、みんなで！とくしま応援割に関しましても、新型コロナウイルスの感染拡大により、もし万が一停止する場合におきましても、キャンセル料の支援をすることによりまして、利用者の皆様、宿泊者の皆様の利用負担の軽減と、感染拡大防止の両立を図ってまいりたいと考えております。

仁木委員

4月21日から25日の間でのキャンセル分が859人泊という認識でよろしいのでしょうか。

利穂観光政策課長

はい、そのとおりでございます。

新規の予約につきましては4月21日から停止で、キャンセルにつきましては24日までにキャンセルをした分のキャンセル料でございます。

仁木委員

応援割の全体の申請数が分かったら、大体平均週何件の申請が上がっていて、それからこの859件分の効果があったのですよということになるのですけれども、前週においてどれぐらいの申請が上がっていたかということは把握されていないですか。

利穂観光政策課長

今、仁木委員のほうから、5,000円のキャンセル料以外についての、どの程度キャンセルが発生したかという……

北島委員長

小休します。（13時23分）

北島委員長

再開します。（13時24分）

利穂観光政策課長

ただいま、キャンセルを予定していた分がどの程度あって、その中で859人泊はどのぐらいの割合かという御質問でございます。キャンセル料の予算としましては、1,000万円

ほどを予定しておったのですけれども、各施設によってキャンセルポリシーがありまして、キャンセル料金のパターンがたくさんありますので、全体としては1,000万円を見積もっていたと、その中で859人泊の300万円のキャンセル料の発生があったということでございます。

仁木委員

また、数字を頂ければと思いますので、これはこの程度でちょっととどめておきたいと思います。

次に、先ほど来御答弁の中、議論の中にもあるわけですが、アフターコロナでの経済復興といいますのは、やはりワクチンの接種を進めていくこと、その中で一番大切になってくるのが、この21日から始まります、いわゆる職域接種でございます。

これは緊急性も含めて、職域接種の説明会を商工労働観光部関係のほうでも開催されたということがありますので質問させていただきますけれども、現在、商工労働観光部関係の所管の中で職域接種を実際的に手続も進められているという団体が、何団体ぐらいあるのかということ把握されておりましたら、お答えいただければと思います。

原商工政策課政策調査幹

ただいま仁木委員から、県内の職域接種の数字等の御質問を頂きました。県内では、日亜化学工業や阿波銀行などの企業をはじめ、徳島大学や四国大学なども職域接種を実施すると報道されているところでございます。

職域接種につきましては、6月8日から国の専用ウェブページによりまして、企業が直接国に申請することとなっております。商工労働観光部としては職域接種の実施予定企業につきましては、全ては把握できていないところでございます。

仁木委員

是非ともこれは把握していただいてサポートしていただきたいと思います。ワクチン・入院調整課との調整というか、その間の橋渡しはそれぞれの所管課の方がサポートいただかなければやっぱり円滑にいかないと思っております。

学校とか一部上場企業以外は7月1週目、2週目から始まっていくというようなケースで想定されているところもありますから、何がサポートできるかも含めて、実質的に行っていただきたいなと思います。ワクチンが余ったときどうするかとか、いろいろな問題もございますから、そういった懸念事項とかを吸い上げていただいて、解決に導いていっていただきたいと思いますので、その点よろしくをお願いします。

その後です。ワクチン接種がなくなっていった集団免疫が付いていった後ですけれども、最初の議論でもありましたが、県の施策で借入金の1割を企業応援給付金ということで給付しておりますが、この応援給付金を頂くためには、まずは借入れを行わなければいけないということです。資料3の2ページの3の感染症対応資金、保証承諾の状況とかありますけれども、こういった形で市中には保証していただいた分のお金が今、流れたり使ったりいろいろされていると思います。給付金は100万円を上限として、借りなければ1割の給付はないですよという施策でこれまで来ました。そうしたら、ふだん借入需要がない所

でも、給付金を頂くためには借りなければいけないと思って、借りられている企業さんもうらっしゃいます。本来であれば600万円ぐらいでもいけるところを、頑張って1,000万円借りたという所もあります。そういう所が据え置き3年で、3年後に実際1年でも借りてから返している事業所とか個人事業主が果たしてどれぐらい出てくるのかなということが懸念されるところなのです。後でこういった負債部分が重荷になってくるという想定をしておかなければいけないと思うのです。

何が言いたいかといいましたら、借入れした時から3年後ですから、2年後を見据えて償還のための何らかの施策を今から考えていかなければいけないと思います。そういうことも含めて検討を進めるべきだと思いますけれども、県のほうはどのようにお考えになられているかお聞かせください。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、いわゆるゼロゼロ資金が3年猶予で、以降いよいよ返済が始まってくる2年後を見据えて償還計画をサポートするような施策を考えていくべきではないのかという御質問を頂きました。

資料3にあるとおり、リーマンショックを上回る1万5,000件、2,000億円を上回る融資をさせていただきまして、アンケート実績にもございますように、今のところ資金需要は当面は足りているというところで、まずはほっとしているところが数字としても倒産件数が減少、低位で推移しているというような結果に現れていると思います。

10年前に起こったリーマンショックを教訓といたしまして、昨年秋ぐらいからだったと思うのですけれども、いよいよ返済が近づいてくるというところで、信用保証協会につきましては、金融機関とパートナーシップを結びまして、借りたものの返し方の計画を実装していると伺っております。

県といたしましても、そのようなサポートが必要と認識しております。現在このコロナ禍の中で運転をしながらも業態を変えていって事業を継続しなければならないというところで、生産性革命、いわゆるものづくりであるとか、IT導入持続化補助金というものが潤沢にございます。そういうのもなかなか利用しにくい事業者がたくさんあると思いますので、その借り入れた資金を有効に使っていただくために、無料で事業形態に応じた専門家、中にはCEOの方もいらっしゃいます。その専門家を派遣し、しっかりと雇用を守りながら業態を今のままなのか、若しくは若干転換しなければならないような事業者もあろうかと思います。そこをハンズオンで出張って行かせていただきまして、事業者に寄り添って事業をできるだけ継続していきつつ適正な償還計画に基づいて償還につなげていきたい、そのようなサポートをしていきたいというふうに、今も施策を動かしていております。

また、今後も仁木委員のおっしゃるとおり、その時期、時期を見計らいながら、ワクチン接種も秋ぐらいには進んでいくと国も言っていますので、必要な施策を先手先手を打って、県内事業者の業と雇用の継続に精一杯頑張りたいと考えております。

仁木委員

定期的に県のほうも注視していただきたいと思います。保証協会側も銀行側も、

定期的に債権管理はしているはずですから、状況に応じて県が何かしらのことができないか、例えば3年後に返済用の新たな保証制度とか、例えばそれ以降は利息が掛かってしまうのだったら、返済用の利息が掛からないようなものとか、そういったところで貸しっぱなしにならないようにしていただきたいと思っております。この給付金で借入れを促しているという事実があるわけですから、県のほうも最後まで貸しっぱなしで終わらないようにしていただきたいと思っております。

扶川委員

思いつくままにですが、最初に須見委員がおっしゃっている小規模の事業者に対する支援は、私も前々から申し上げてきたことで、是非かゆい所に手が届くようなきめ細かな支援をしてほしいと思うのですが、そういう目で見ると、そもそもアンケートを採った対象はどういう業種でどういう規模なのかとか、小規模事業者の声をすくい取れているのかということも知りたいので、個人情報を除いてアンケート結果を是非1回見せてほしいのです。自分の目で読んでみたい、どんな声が上がっているのか知りたいと思います。今すぐには出せないでしょうけれど、是非出していただきたいのです。その小規模事業者の声、どんな声が上がっているかということを具体的に業種規模なんかも含めて説明していただけることがあったらお願いしたいのですが。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、この度実施させていただきました出前調査、緊急調査についての具体的なコメント、要望をお聞かせいただきたいということでございます。

まず、前提として施策に反映させていただきたいというところで、先ほど申したように、県の関係課及び商工関係団体から頂いたリストをベースにウェブアンケートないしファクシミリでのアンケートを実行しているところでございまして、施策に反映させるという前提でお答えいただいているアンケートでございますので、今後そういうふうな留意事項を入れてアンケートを実施したならば、一部社名をブラインドにさせていただきましてお見せすることも可能かと思うのですが、これまでやった全6回のアンケートにつきましてはそういう前提に立っていないので、具体的にできるかどうか、また検討させていただきたいと思います。

扶川委員

施策に反映させるためのアンケートというのですね。アンケートの様式を見ていないのでどういうアンケートなのかイメージが湧きませんが、要は現場の困り事相談みたいなアンケートではなくて、どういう施策が欲しいですかというようなアンケートなのですね。だから規模とか困窮度とか、そういうのに着目したアンケートではないのですね。そこら辺は、また後で見せていただければと思います。

それから、そういう目で見ると、前向きな取組をした場合に支援するとか、ある程度投資をしたらそれに助成するというだけでは、投資できない弱小の所に対する手当が足りなくなってしまうのです。先ほども、弱い所に対して国の制度に上乗せして49室までは300万円でしたか、そういう県独自のやり方をしているというのは分かりますけれど、それにし

でも2分の1でしょう。半分は投資するだけの体力がなければできないのです。私が把握している実情というのは、生活相談を通じて得るような情報でほんの一部なのですけれど、困った人が相談に来ますので、前にも言いましたが、生活福祉資金のような月20万円の資金でもいいから借りて、どうにかつなぎたいという事業者が来るわけなのです。これはそういう事業者に対する手当にはなっていないですよ。100万円の補助をもらおうと思ったら100万円を投資しないといけない、そんな100万円があるのだったら最初から生活福祉資金を借りるなんてことにはならないです。そこら辺の対策をどうするのかというのが、私が一番気になっているところなのです。それは基本的な観点です。この度の新型コロナウイルス感染症というのは災害みたいなものですから、災害に遭った人は金を持っていようが持っていまいが、とにかく基本的に生活できるところまで助けるわけです。それと同じように、今回新型コロナウイルス感染症に直面した事業者さんを、とにかく潰さないように生きていけるように、そこまでは守ってあげるのが災害対策だと思うのです。そういう観点が入っているのかなというのが少し気になるのですけれど、そのあたりはどのようにお考えですか。

尾崎商工労働観光部次長

今の委員の御質問につきましては、基本的にとくしま応援割に關してのものということで、お答えをさせていただきます。小規模事業者を含め確実に支援が行き渡るようにという形で、委員の御趣旨は給付金的なものと受け止めております。全事業者に対して給付金を一律に給付するというのは、国民に対する10万円の定額給付金はありませんけれども、今はそういう状況ではなく、県としては本来の業であります宿泊需要を喚起するという形でもって応援割という形で進めてまいりました。

また一方、それと併せて事業者において、感染対策をしっかりとってもらう必要がありますので、それに対して今回、国の地域観光事業支援の制度を活用する形で、委員がおっしゃるように投資はやはり必要にはなりますけれども、2分の1そして4分の3という形で県から積極的に支援してまいりたいと考えております。

扶川委員

2分の1、4分の3、これが小さいところでは、この割合で掛け算した絶対額が払えないところがあるわけです。実際あるでしょう。把握されていると思うのです。そういうところも含めて助けようと思ったら、規模が小さくて本当に潰れかけているようなところに対して割合補助率自体を上げてあげるとか、場合によっては10分の10の制度があってもいいのではないかと私は思うのです。

WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金は10分の10ですよ。既にやっているわけですから、10分の10の制度を作ってはいけないなんてことはないはずです。宿泊事業者についても、苦しんでいるところはそういうシステムがあってもいいのではないかと思います。片や1,000件も2,000件も宿泊しているところがあれば1件も泊まらないなんてところがある。これは、災害下における税金の使い方として、私は前から疑問を持っているのです。給付といえば給付になるような場合もあるかも分かりませんが、それは一個人でも、例えば生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金でも、ある程度以上、非課税

以上に脱出できなければ返済免除ということで給付になりますよね、あっていいと思うのです。意地悪く考えたら、この機会に力のないところ、魅力のない施設が淘汰されてしまうのではないかというような、そんなふうに思ってしまうのです。だから福祉的な発想、災害対策的な発想を、この際しっかり持っていただきたいと私は思っているのですけれど、どうでしょうか。

尾崎商工労働観光部次長

今回、とくしま応援割ということで追加の予算をお願いしているところでございますが、御承知のとおり、観光、宿泊事業者、旅行代理店の支援ということでございます。報告しましたように事業所の枠を設けずベースの支援策として、ゼロゼロ融資でありますとか、企業応援給付金、それからウイズコロナの対策事業があります。それも十分活用していただいて、更にその上に宿泊旅行に対して、応援割という施策を上積みする形で支援を行っております。決してこの応援割のみでもって支援を全てするわけではなく、商工政策全体として支援を行っているところでございます。

扶川委員

ウイズコロナの対象と重なるというのは、それは分かります、そうかもしれません。だから実際どれだけやっているかというのを聞けば、対策はそれで得られているところもあると思います。例えばアンケート、実態調査をされる中で、土産物店とか観光施設、ロープウェイの施設なんかは、飲食関連事業者一時支援金の対象にはなっていないですね。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、ロープウェイとか土産物屋が今回の一時支援金の対象になるかどうかという御質問を頂きました。今回の一時支援金につきましては、4月16日から5月31日まで、全県下に協力を頂きました飲食店の営業許可を持っている事業所の営業時間の短縮でございます。そこ取引がある事業者、それは間接的な取引であろうが直接的な取引であろうが、業種指定は設けていない形になっております。仮に、今、扶川委員がおっしゃったような業態が、時短に御協力いただいている飲食店とのお取引があつて、なおかつ前年若しくは前々年と比較しての売上げ減少幅が50パーセント以上影響を受けている事業者さんでしたら、一時支援金の対象にはなり得ると考えております。

扶川委員

土産物屋さんとロープウェイが、飲食店とどういう取引があるのかというのが私はイメージが湧きません。飲食店で使えるクーポン券は従来から土産物屋やロープウェイがどんどん出して、それが発行できなくなったから減収したなんてぐらいしか思い付きませんが、きめ細かく見たら余り行き届いていない分野があるのではないかと私は思うのです。現実には観光施設の一部からそういう声も若干聞こえてきました。観光客が来なくなつて困るのは宿泊事業者、ホテル、それから飲食店だけではないわけで、観光施設であるとか土産物屋とか、要するに人が来なくなったら大変な目に遭っている分野がたくさんあるわけで、今の手立てがそういうものをちゃんとカバーできているかどうかというのを

しっかり調べていただきたい。そのあたりは今後強化していただきたいのですが、いかがですか。

利穂観光政策課長

ただいま扶川委員から、土産物屋とか観光施設関連、ロープウェイとかに対する支援が足りないのではないかという御質問でございます。土産物屋とか観光事業者の皆様、非常に厳しい状況だということは認識しております。県におきましては、これまで宿泊助成とくしま応援割に加えまして、土産物屋さんとか観光施設、体験アクティビティ等を対象としました県独自のクーポン、徳島で得するケンでありますとか、周遊クーポンを発行しまして、需要を喚起してきたところでございます。土産物屋さん等の事業者の皆様からは一定の効果があったとお声がある一方で、なかなか買ってもらえない、利用してもらえないというお声も確かにございます。

今後、応援割についています周遊クーポンにつきまして、広報PRを行う中で、県産品の購入の積極的な呼び掛けでありますとか、今回また、新たにとくしま応援割の対象となった日帰り旅行への助成を通じて、県内観光施設でありますとか、お土産屋さんの利用促進になるように取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

とにかくきめ細かく実態把握をしていただいて、最初に申し上げたように、災害対策みたいな観点で、見捨ててしまうような事業者が出ないように、最大限きめ細かな現状把握と対策をお願いしたいと思います。場合によっては、必要ならば給付的な制度、先ほど申し上げたように宿泊事業者の場合であれば補助割合自体を県独自で上げていくことも可能なのではないかと思います。

今回、観光庁による宿泊事業者による感染防止対策等支援事業については、都道府県の連携補助ができると書いてありますよね。要するに今県がやろうとしているのは、国のスキームの中ですけれども、それに乗せて県がやることができると書いてあります。今のところそれをやるようになっていないですけれども、例えばこういうものを利用して体力が小さい小規模事業者、この場合ですと宿泊事業者に対して何らかのプレミアを付けて競争力が弱い分を助けてあげるということもできるのではないのでしょうか。そのあたりは今後工夫していただくことはできませんか。

利穂観光政策課長

ただいま扶川委員のほうから、国の制度に県の上乗せ等々できるのではないかと御質問を頂いております。

今後アフターコロナを見据えまして、観光振興におきまして新たなニーズと思われますワーケーションでありますとか、ブレジジャーでありますとか、マイクロツーリズム等を宿泊施設の皆様中心に推進していただくことが重要であるという考えから、県で資料1の2番の宿泊事業者による感染防止対策事業の（3）内容の②前向き投資に要する経費の所に4分の3とありますが、国の基準になりますと2分の1なのですが、こちらのほうに県で4分の1を上乗せする4分の3とさせていただいて、利用を一層促進することができたら

と考えております。

扶川委員

それは良いですよ。投資が前提になっているわけで、小規模な事業者で十分な投資能力のないところにも使える制度だろうかという目で見ていただきたいということなのです。前向きにやるところ、意欲のあるところ、能力のあるところだけどんどん応援するけれども、元々競争力が弱くて従来から苦しんでいたところにコロナ禍がやってきてばたばた潰れるという状況は避けるべきだと思うのですが、県が把握している小規模事業者の廃業の状況というのは、どこで誰がどのように把握しているのですか。

北島委員長

小休します。（13時54分）

北島委員長

再開します。（13時54分）

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、県内での廃業数についてのお問合せがございました。

国も倒産件数などは東京商工リサーチのデータを用いて、中小企業庁の公表データとしてホームページに載せております。我が県も、今まで東京商工リサーチであるとか、帝国データバンクからの情報を入手させていただきまして、いち早く倒産状況等、負債額が1,000万円以上だったと思うのですが、傾向は捉えていております。

ただ、廃業と申しますと表に出てこない数字でございまして、事業を畳むというところでいろいろなパターンがあると思うのです。そこをデータとして収集するすべがないので、今のところ我が部のほうではその数は持ち合わせておりません。

扶川委員

繁華街で社交飲食の組合で独自につかんだ数字で何十件廃業したとか、する見通しだとか、そんなことが断片的に出てきますよね。

でも、本来、施策を立てていく上で、社会的に弱い立場にある業種、業界、企業そういうところを支援していこうと思ったら、廃業に追い込まれている状況というのはもう少し把握すべきなのではないでしょうか。1,000万円以上だけ把握するなんていうことは、逆に言えば小さい所を無視しているわけですよ。そういう仕組みになっていること自体私は知りませんでしたけれど、悲しい話だと思います。そのあたりは何とか改善できないものかと思いますが、アンケートの中で経営が苦しい状況、続けていけそうかということも含めて、丹念に聞き取ってあげると、先ほど須見委員がおっしゃったように、これからも継続していくほうが私も良いと思いますので、是非行政としてそのあたりを把握する仕組みづくりの中で、アンケートを生かしていただきたいと思いますが、アンケート自体を見せていただいてもうちよっと勉強してから、また付託委員会で議論したいと思いますので、そ

の点最後に何か答えていただけるのであれば、それだけ聞いておきたいと思います。

勝川商工労働観光部副部長

今、廃業のお話があったのですが、例えば商工会とか商工会議所の会員数は毎年増減がございます。昨年度コロナ禍になりました時に、会員数が減った場合ですね、こういった理由で会員を辞められたのかといったお話をさせていただいた時には、新型コロナウイルス感染症の影響による廃業というのは思ったよりないと、会議所それから商工会からも回答を頂いております。こうした形で商工団体とも日頃から連携を密に取りながら、会員数が減ったときはこういった理由で会員が減ったのか、そのあたりについては今後とも協議する中でいろいろな情報を取っていきたいと考えております。

扶川委員

確かに商工団体を通じて把握するのも一つの方法です。でも商工会に入っていない所もありますから。零細の所は商工会に払う会費すら節約して入っていないことも多いのです。今回いろいろな制度ができたことに合わせて団体に入った所も増えたと思いますが、そういう零細な所も含めて言えば、私なんかは直接聞くと、例えば昼カラオケをやっているところがあそこも潰れた、ここも潰れたという話を聞きますが、どこにもデータとして出てこないと思います。そういう把握されない本当に零細で弱体な事業者の声をすくい上げていく努力を、やっぱり県がしなければいけないのではないかと私は思うので、それは意見として申し上げておきます。

それから、PCR検査についてですが、繁華街の接客を伴う飲食店なんかは感染リスクが高いから、私は前から夜の街を対象としたPCR検査をやるべきだと、6例目の風俗関係の感染が発生した時以来ずっと言ってきましたが、これは繁華街に限りません。学校だったら子供さんたちとたくさん接触するし、税関の人なんかは外国人と接触するし、とにかく人と接触する機会が多くて感染リスクが高いところ、あるいはその方から逆に接触した相手にうつしてしまうリスクが高いところから、優先してワクチンを接種されるべきだと思うのですが、ワクチン接種が市町村の仕事になっているという中で、そういう意見をここで申し上げてもすぐに届かないのではないかなと思います。しかし、繁華街対策というのは商工労働観光部のほうでしっかりやらないといけないと思うので、そのあたりはどのようにお考えなのか教えてください。

尾崎商工労働観光部次長

今、繁華街における感染症対策としてPCR検査をという話でございました。

現在、飲食店そして当部が所管いたします宿泊事業者においてPCR検査を6月20日までの集中取組期間内の対策として行っておるところではございますけれども、今後PCR検査の在り様とか対策につきましては、今実施中の事業の実績とか、県内及び近隣府県の感染状況そして政府の対処方針、これらを踏まえまして、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定されていくものと考えております。

扶川委員

おっしゃるように、どうしても県の対策本部会議で方向性を決めなければいけないという大きな話になってしまいます。ワクチン接種をどこから優先してやるべきかというのは、私は非常に大事な事だと思うのです。

ただ、もう一つ言えることは、ワクチンを打ったから自分が絶対に感染しないとか、人に感染させないかというエビデンスがはっきりしないとも言われていて、そのために笑い話みたいな話がありました。看護師が全員打ったので、さあもう自分たちは大丈夫だから飲みに出ようかと言って上司に叱られたなんてことがありましたけれど、早くワクチンがどこまで効果を発揮する効用があるのかということ、国にエビデンスを出していただいて、諸外国ではワクチンがきちんと打てた人は大手を振って飲みに行けるみたいな国もあるわけで、そういう情報をどんどん早く出していくことが経済活性化にも非常に役に立つだろうと思うのです。

それから、抗原検査、抗原定性検査というのがありますが、キットなんか使うと1,700円程度で15分もあれば大ざっぱですけど陰性、陽性が分かるわけです。PCR検査だと宿泊施設の従業員の検査をしてから結果が戻ってくるまで1週間ぐらい掛かってしまうわけでしょう。それだとそういう間に感染してしまうかも知れないという話になるわけです。これが、高齢者の入所施設なんかだったら一応隔離された所に入った人が1週間待機しておれば、もう安心ということではほかの人に感染させないと言えるけれど、常に人と接触している飲食店の人なんか、その時PCR検査して陰性だったからといって、その後陽性に転じないという保証は全くないわけです。

だから、この有効性には非常に疑問があるのです。それだったら即時にその日に毎日でもしようと思ったらできないことはない抗原検査であるとか、あるいは先ほど申し上げたような1回打てばもしかするとエビデンスがはっきりすれば人に感染させることはないかもしれないワクチンであるとか、そっちのほうに本当に力を入れて、飲食店であるとか、宿泊施設の従業員にも優先的にそういうものを手立てしていくということが良いと思うのですけれど、これは国に意見を言うことを含めて県としてのお考えをお聞きしたいと思います。

勝川商工労働観光部副部長

今、抗原検査について御質問を頂きましたが、確かにいろいろな検査があると思います。抗原検査もそのうちの一つだと思います。

今回、宿泊所向けにPCRのモニタリング定期検査を実施しておりますが、これにつきましては宿泊業界団体の皆様のほうからPCR検査をやりたいということで、これに対して是非支援していただきたいという御要望を受ける形で、危機管理環境部がやっておりますPCRモニタリング定期検査と同じ形で導入しております。

委員がおっしゃられましたように、抗原検査をする場合は、例えば先ほどの宿泊事業者による感染防止対策支援事業で2分の1補助で取組を支援できる仕組みになっておりますので、希望される宿泊施設等がございましたら是非県としても後押ししていくと考えております。

扶川委員

それができるとは知りませんでしたので、是非このあたりは広報してあげてください。弱小の施設なんかは、無料でやってあげたらいいと思うのです。そのくらいのことは考えていただきたいと要望します。

北島委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（14時06分）